

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立呉羽保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 5年 5月 1日(契約日)～ 令和 6年 2月 1日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成 27 年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【看護師の専門性を活かして取組む健康管理】

所長の責任の下、看護師を中心として、子どもへの朝の健康チェック、薬のチェック、用途別消毒液作り、職員への健康診断に関する調整や予防接種の確認、保護者への感染症の情報発信と注意喚起等、看護の知識と技術を最大限に活かしている。体調不良児対応型病児保育を行っており、体調不良児は病児保育室で看護師が付き添い保育している。子どもの健康観察をし、迎えの保護者に子どもの状態について説明したり、気をつける事等を知らせたりしている。多くの利用があり、働く保護者にとって心強い制度となっている。また、看護実習についても副所長と担当し、養成校と連携しながら必要なプログラムを提供する等、専門職としての効果的な研修・育成を提供している。

【恵まれた環境を生かした保育の提供】

令和3年に富山市舞台芸術パーク内に移転改築した。青々とした芝生(芸術創造センター所有)が広がっており市民の憩いの場となっているが、許可を得て自由に使用している。運動会やサッカー等、のびのび遊ぶことができる。

近くの芸術創造センターや音楽関係の教育機関の協力の下、年3回のコンサートを開催する等、交流を図る中で、様々な楽器の音色や響きに触れながら、音楽に親しみ、五感を通して保育目標の一つである「豊かな感性をもつ子ども」を育てている。

また、相撲の盛んな地域の中で、相撲という日本伝統の文化を知り、相撲に親しみをもつよう、地域の企業の相撲部との交流を通して、模範稽古、ぶつかり稽古等を見せてもらったり、子どもたちが自分の四股名をつけ相撲大会に参加したりしている。この保育所出身の力士がいることから、子どもたちは興味、関心をもっている。

これらの恵まれた環境の強みを生かし、何事にも意欲をもち、いきいきと元気で感性豊かな子どもの成長につながっている。

◇ 改善を求められる点

【地域・保護者への理解の工夫】

「呉羽保育所だより」は年3回、地域や関係機関に発行している。保育所や子どもへの理解を得るための取組であり、重要な役割を担っている。「呉羽保育所だより」には「保育目標」が示されているが「保育理念」「保育方針」を知らせる機会がない。保育所の目指す方向を明らかにするために、理念・方針・目標を明確に伝え、安心感、信頼を高め地域に開かれた保育所になることを期待したい。

また、保護者には「呉羽保育所重要事項説明書」を配付・説明し理解を得ているが「単年度事業計画」は配付されていない。今後、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものを配付し、保育所の意図が周知されるように工夫することが望ましい。

【地域貢献への積極的な取組】

地域のボランティアの受け入れや地域の行事への参加が多数あり、中学生から高齢者までと広い世代と関わる機会をもっている。また、所長も地域の会合に多く参加し、地域の団体役員との交流がみられる。地域の中の保育所として、地域が求めている子どもたちの演技(遊戯や演奏等)の要望に応じているが、地域が抱えている福祉ニーズや課題の掘り起こしまでに至っていないのが現状である。今後、多くの交流の機会を捉えて、保育所に求められている、地域の具体的な福祉ニーズと生活課題について、ヒアリングやアンケート等を通して把握に努め、保育所や職員が持つマンパワー等、福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する積極的な取組を期待したい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価受審にあたり、職員一人ひとりが自己評価を行うことで自分の保育を振り返り、より良い保育を目指す手立てとなりました。子どもの人権を尊重し、子どもの思いに寄り添う温かい保育を行うにはどうすればよいかを職員間で話し合う機会を持つことができ、感謝しております。

「自然豊かな舞台芸術パーク内に位置し、周りに音楽関係の学校や施設があることを強みとしていくとよい」という評価者のことばを受け、職員が同じ方向を向き、特色ある保育所づくりを目指していきたいと思います。また、改善すべき課題について取り組み、保護者の声に耳を傾け、地域の方々と共に保育所としての社会的責任を意識しながら、地域に根差した保育所となれるよう努力を重ねていきたいと思います。

最後に、今回の第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、ご多忙にもかかわらず、利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市基本理念』に基づき保育理念を掲げている。保育理念は、職場会議やミーティング等で全職員へ周知している。保護者には「保育理念」「保育方針」「保育目標」「保育内容の特色」等を「重要事項説明書」及びパンフレット、玄関掲示、保育参観時の説明等により周知を図っている。地域に向けては「呉羽保育所だより」を年3回発行しており「保育目標」を知らせているが、今後「保育理念」「基本方針」等も知らせ、保育所への理解を深めてもらうことが望ましい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市では『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質で安心安全な保育を提供するため、富山市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を明らかにするアンケート形式によるニーズ調査を実施している。『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、令和2年～6年度に実施される施策の方向性が示されている。保育所では関係機関の発刊物等から社会的な保育の動向や傾向の把握に努め、得られた情報を全職員に回覧している。また、所長は保護者会役員会等に出席し、ニーズを収集したり、保育所要覧から入所児童の家庭状況や居住校区の情報を得たりして全体像を把握するよう努めている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公営のため、設置主体である富山市より基準に準じた利用者の決定とその運営に必要な予</p>		

算及び人員配置が行われている。保育の内容や職員体制、人材育成について現状把握に努め問題意識をもって改善に向け取り組んでいる。時間帯によっては、クラスの枠を越え職員配置をしたり超過勤務で対応したりして保育体制を工夫して整えている。また職員の「業務の見える化」に取り組んでおり、業務は分類して付箋を色分けして職員室に貼っている。他の職員に手伝ってもらえる業務内容は分かりやすく、協力し合える体制を工夫している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「呉羽保育所 中長期事業計画（令和2年度～6年度）」を策定している。年度末に見直しを行い「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の保育所」の4項目の視点や施策が明記されている。令和3年に移転改築したことから、更なる「地域に開かれた保育所」を目指し、いつでも来所しやすいように改善をすすめている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「呉羽保育所 中長期事業計画」に基づき「令和5年度 呉羽保育所単年度事業計画」が策定されている。年度初めに、保育をする中で何を育てたいかを職員で話し合い、今年度の取組を「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の保育所」の4項目に分類し、具体的に実施計画の月を記載して達成期間を明確にしている。職員、0～5歳児、異年齢児等の目標も記載されている。行事後や年度末に実施する保護者アンケート結果を集計・分析し単年度事業計画に反映するように取り組んでいる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定については、会計年度任用職員を含め職員全体で話し合い、意見を集約し職場会議等で決定している。行事ごと、年度末（2月）に保護者アンケートをとり集計・分析し職員で共有しながら改善につなげている。また事業の項目ごとに評価を行い次年度の計画に生かすようにしている。今後、職員が事業計画をよく理解するために配付等の基本的な取組だけでなく、計画達成のためのさらなる取組や職員の理解に期待したい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」と年間行事計画等を保護者に配付し、その内容は保育所だよりや発刊</p>		

文書、玄関掲示等で周知を図っている。事業計画に関わる内容は、必要に応じて配信や玄関掲示で知らせたり説明をしたりし理解を得ている。保護者に事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものを年度初めに配付することで、より周知、理解されることを期待したい。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>平成27年度に続き2度目の第三者評価を受審し、質の向上に向けた取組を継続している。第三者評価の評価票を用いて、各自2回自己評価を実施し、評価の低い項目について要因を探り改善に向け努力している。保育経過記録や月間・週間指導案の記録から評価、反省を重視し次の計画に反映し実施している。子どもたちが話し合って決めた保育所テーマ「はっけよい げんき! にこにこらんらん くれはっこ」の実現を目指して、一人ひとりの子どもがいきいきと自己発揮し、生活できる保育者の関わりや環境構成を考えることを園内研修の視点として、年間計画を立案し保育の質の向上を図っている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『第三者評価の自己評価』『保育のガイドライン・チェックリスト』『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を実施し、各評価を集計・分析している。評価の低い項目は、課題を明確にし職員で話し合い、今後の取組み方、保育の方向性について文書化している。また、玄関ホールに明確になった課題と改善点等を掲示し、保護者にも理解を得ている。職員間で、保育を見ることで気づいた点や改善点等を話し合い、保育の質を高める体制を整えている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度初めの職場会議で所長の具体的な役割、責任を説明している。また職務分担表に明記し、全職員に理解と周知を図っている。保育所内の広報誌等においても保育所運営、方針等を自らの考えと意向とともに掲載し、職員に表明している。有事における職員への連絡体制が整えられており、所長不在時には副所長が代行し速やかに所長に報告して対応する等、円滑かつ継続的に福祉サービスが提供できるよう努めている。</p>		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>富山市主催の所長会議等において、遵守すべき法令について指導を受け『児童福祉法』『児童虐待防止法』『個人情報保護法』について職員に周知し、共通理解を図っている。また、職場会議等で公務員倫理について研修を行い、折に触れ、節度ある態度や行動について話をしている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>所長は子どもの様子から指導計画に沿った保育が行われているか、子どもたちが生き生きと活動しているかを確認している。副所長と保育に携わり現状を把握し、助言、指導を行ったり実践を通し具体的な関わりを知らせたりしている。日頃から積極的に職員とコミュニケーションを図り、思いや意見等を話しやすい雰囲気づくりに努めている。『富山市職員研修方針』を参考に年齢、経験年数、担当年齢に応じて研修に参加できる体制を整えている。保育の質の向上に関わる課題を職員間で共有・分析し、研修等で学んだことを参考に改善に向けた取組に努めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>公営管理体制のため、経営状況や財務分担については、保育所単位では行われていない。職員の特性や経験値、家庭状況等を踏まえ担当年齢ごとにリーダーを置き、人員配置に心がけている。保育所内の不都合な点を改善し、働きやすい環境を整え、物品購入や整備、人員配置や勤務時間等の調整を行っている。必要な情報（アレルギーのある児童等）が早急に職員に伝わるように内線電話を活用し、伝達ミスが起こらないように対応している。また、職員の勤務時間、内容がわかるボードを活用し、互いにサポートし合う体制を整えている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>公営管理下であり、富山市は在籍人数に応じ適切な人員配置及び人材育成と確保に努めている。正規職員の採用及び処遇改善等については、富山市が策定した『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、事業の見直しをしながら入所児童数を見据え、会計年度任用職員も含めた採用計画を作成している。富山市は『富山市職員採用案内2023』として具体的な内容が紹介された保育士採用案内を作成し、近隣都道府県の保育士・</p>		

幼稚園教諭養成校等に人材確保に向けた取組を継続している。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>運営主体である富山市が人事管理のために導入している『人事異動調査』『業績評価』『勤務評定』『自己申告』を定期的に活用し、市担当課課長や所長が中心となり職員の業務に対する面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性を確保する人事評価を組織的に実施している。また、処遇においても昇任・昇格基準が明確になっており、目標を持って就業できる環境である。職員には『富山市教育・保育方針』に明文化された『望ましい職員像』についても周知している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>全職員に対して定期的に個人面談を行い、健康状態や就業の希望について把握に努めている。毎年健康診断や『ストレスチェックシート』による心身の健康状態の把握に努め、必要があれば富山市庁内にある『心の相談室』で臨床心理士の相談が可能になっている。今年度から、新事業として20代～30代の職員を対象とし、市担当課の保育士に相談できる『いつでもどこでもお悩み相談室』という相談窓口を立ち上げ、相談しやすい環境を整えている。また富山市は毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『さわやかフライデー』とネーミングしてノー残業デーを推奨し、職員の定時帰宅を促している。庶務事務システムにより随時、職員の休暇取得状況や超過勤務について確認している。子育て中の職員は、育児時間や部分休業取得ができ、職員が協力し合うことで働きやすい職場環境を整えている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>職員は、年2回『業績評価票』で個人の目標を立て評価を行っている。また個別に所長が面談し、目標項目、目標水準、目標期限を明確にして進捗状況を確認しながら評価している。正規職員は年3回、会計年度任用職員は年2回実施している。中間面接は特に設けてはいないが、職員に声をかけ、機会を捉え進捗状況を確認するようにしている。期末面談では各自の目標達成について確認し、取組の姿勢や努力を認めている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は、保育分野において分類された『教育・保育に関する研修計画』の基本方針を作成しており『望まれる職員像』も明記されている。市担当課の『令和5年度 保育所・認定こども園 職員研修計画』に基づいた研修や、新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修等、職務に応じた研修や各種団体の研修等に参加している。富山市こど</p>		

も保育課及び職員研修所主催の研修は、世の中の動向や社会の要望に合った内容を反映し、毎年研修内容が見直されている。「令和5年度 呉羽保育所 単年度事業計画」に人材育成として研修参加が明記されており「園内研修計画」を作成し職員で取り組んでいる。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>富山市は職員一人ひとりの過去5年間の研修履歴が把握できる『富山市保育所職員研修受講履歴表』を導入し、担当児童、経験年数等を考慮し、様々な分野の研修を受けることができるように計画されている。研修参加後は『研修受講報告書』を作成し、職員間での回覧や職場会議等での伝達を通して専門的な知識、技術の取得や保育の質の向上につなげている。外部研修情報を全職員が確認できるようにし、受講したい職員が参加できるように協力体制を整えている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>富山市作成の『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』に基づき、副所長が窓口となり事前打ち合わせを行い、沿革・保育理念・保育方針・持ち物等について書面を渡し、丁寧に説明している。また、実習生の取組みたいことや意向等も聞き、実習計画の参考にしている。副所長は市担当課主催の研修『実習生を受け入れるに当たっての具体的な講義』を受けている。子どもたちや保護者には、説明や案内で理解を得ている。福祉の人材を育成することや保育に関わる専門職の育成への協力は、保育所の社会的責務とし、これからも体制を整備した取組に期待したい。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>富山市が運営するウェブサイト『育さぽとやま』の中で、保育所情報や第三者評価受審状況の掲載を、子育て情報と併せて行っている。富山市としての子育て事業に関する予算及び決算等、財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。社会的責任を担っている保育所の役割や位置づけを、地域との交流や「呉羽保育所だより」、パンフレットで知らせている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当されている。それらの扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら</p>		

収支計画を作成し、所長が責任者となりマニュアルに基づき適正な出納管理が行われている。監査については、富山市監査委員事務局により定期的実施され、児童福祉行政指導監査を富山県より随時受けている。その結果を受け、指導事項に基づき、改善に努めている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域との連携及び交流については「令和5年度 中長期事業計画書」「令和5年度 単年度事業計画書」「令和5年度 全体的な計画」の中に明記している。「地域とのつながりを大切にしています」と題して、地域の交流機関や団体名と活動内容を明記した連携図を作成し、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。親子で参加できるイベントや実施事業について、ポスター掲示やチラシの設置をしたり、地域に向けた「呉羽保育所だより」を年3回発信したりしながら、保育所や子どもへの理解を得るよう努めている。また、地域の老人福祉施設で、個人情報に留意しながら子どもの作品展示や遊びの様子の動画を通して交流（コロナ禍の前は直接交流していた）、地域の高校や学園等と協力して地域の方を招待するコンサートを開催（年3回）、地域の園芸店の指導の下で花苗植え、地域の企業の相撲部との交流等、地域における社会資源を最大限に利用し、子どもの社会体験の場を広げている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>市担当課が作成した『ボランティア受け入れマニュアル』に基本姿勢が明記されている。シニア保育サポーター事業についても『富山市シニア保育サポーター事業実施要項』が策定されている。それらのマニュアルや要項に基づいて保育所独自の「ボランティア及びシニアサポーター受け入れマニュアル」を作成し、受け入れ、事前登録、事前説明（オリエンテーション）、職員の心得、実習期間や目的、保護者への事前説明等、実施に至るまでの体制を整備している。また保育所独自の「実習生受け入れマニュアル」を作成し『14歳の挑戦』をはじめ、小学校との交流や地域の高校の授業の一環としての学習等も受け入れる等、知識と専門性を有する地域の社会資源としての役割を果たしている。今後は、トラブルや事故に対応するマニュアルの作成が望ましい。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>配慮が必要な子どもについては、関係機関と連携をとり、保護者のニーズや子どもの状況に応じた助言や指導等の情報を、職場会議で共有し職員に周知している。また、年2回専</p>		

<p>門機関の巡回指導を受け、課題、状況、関わり方について検討会議を開催し実施する等、子どもにより良い保育を提供するための取組が行われている。要保護児童について、市担当課や児童相談所と定期的に情報提供が行える体制が整備されている。今後は児童相談所や子育て支援センター、ボランティア団体等、子どもの保育の質の向上のために連携が必要な、関係機関や団体の機能や連絡方法等を明記したリストを作成し、ネットワーク化を図ることが望ましい。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・ ① ・c
<p><コメント> 所長は地域の懇話会や高校の評議員会、小学校の連絡会等に参加し、地域の役員と交流を図りながら地域のニーズの把握に努めているが、充分ではない。今後、地域の役員との交流を通して、保育所に求められている具体的な福祉ニーズや生活課題等を積極的に把握する取組に期待したい。年30回の『親子サークル』を開催し、地域の子育て中の親子交流や支援・相談を行っている。年度末に保護者アンケート調査を行い、翌年の年間計画に反映させている。『親子サークル』での相談件数と内容は記録されているが、併せて対応や利用者のその後の姿等も記録として残すことが望ましい。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・ ① ・c
<p><コメント> 地区センターに『親子サークル』の案内を置き、活動の内容について紹介し、地域の子育て世帯が利用できる情報を発信している。また、地域から依頼のあるイベント（敬老会、式典、祭り等）に積極的に参加したり、消防署主催の「ちびっこ火の用心隊」で地域に防火を呼びかける活動に参加したりしながら、地域コミュニティの活性化に貢献している。富山市障害児等通所指導事業『スマイル事業』を実施しているが利用が無いことから、地域に向けて案内書を配置する等発信することが望ましい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」の「提供する保育の内容」の項目で「子どもを尊重した保育」を実施することを明記している。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』と『児童憲章』を職員に配付し、職場会議やクラス会議で読んだりチェック表をつけたりしながら共通理解を深めている。セルフチェックは年2回行い、集計、検討し、見えてきたことを玄関に掲示し、子どもの人権等について互いに尊重する方針を保護者に示しながら理解を図っている。また、子どもを尊重することや基本的人権について、富山市こども保育課主催の人権擁護研修を受講したり、書籍を読んだり、児童虐待についての研修を行ったりしながら、子どもを尊重した保育を意識して行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市個人情報保護条例』に基づき、書類を取り扱う際の注意事項を職員に周知し、個人情報の漏洩が無いようにしている。「プライバシー保護に関するマニュアル」を作成して各クラスに配付し、職員はいつでも見られるようになっており、プライバシーに配慮した保育を行うよう努めている。オムツ交換や着替えについては衝立やカーテンなどで仕切りを設けるなど、プライベート空間を確保している。「重要事項説明書」に個人情報の取り扱いについての記載があり、保護者には配付して周知されている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>玄関に「保育理念」「保育方針」「保育目標」「今年度のテーマ」等を分かりやすく掲示している。富山市作成の冊子『保育所入所のご案内』や『富山市子育て支援ガイドブック』等を、公共施設に置いてあり、保育所でもパンフレットを置き、親子サークルの保護者に配付している。見学の希望者には保育所で作成した「保育所見学者の対応手順」に基づいてパンフレットを渡し、保育所の行っている特別保育事業について説明したり、質問に応じたりしている。また、入所の申し込みの問い合わせにも必要な情報を伝えている。パンフレットや富山市のホームページの保育所情報については年度末に見直しをしている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め、富山市こども保育課で決定した認定内容を保護者に丁寧に知らせている。書類の書き方についても『保育所入所のご案内』の冊子をもとに分かりやすく説明したり、記入例をつけたりして知らせている。外国にルーツを持つ保護者に対しては、日頃から母国語で話しかけコミュニケーションをとるよう努めながら、保育継続に必要な書類の記入について、個別に具体的に伝えている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>転所や就学の際は、転所先や小学校に必要な書類（同意書・生活管理指導表・児童保育要録・予防接種罹患調査票等）を送付したり、必要な伝達事項があれば電話などで伝えたりし、保育の継続性に配慮している。保育所利用終了後も所長や副所長が窓口となり、いつでも相談を受け付けていることを、口頭で伝えたり3月の「保育所だより」に明記したりしている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>日々の子どもの表情や言葉、遊びの様子から子どもの満足度を把握し、一人ひとりの子どもにとって充実した保育環境となるよう配慮している。保育参観や行事後に保護者アンケートを実施したり、個別懇談会やクラス懇談会で直接意見を聞いたりし、保護者の満足度を把握するよう努めている。年度末に、保育所運営に関するアンケートを実施し、保護者からの意見をまとめ、次年度の保育に活かしている。全てのアンケート実施後は、集計結果を分析・検討し、アンケート結果と保護者の意見に対する回答、改善点等について文書や掲示物で保護者に返している。内容によっては、所長や副所長が個別に面談し意向を聞く機会を設けている。また、所長は保護者会役員会に出席し、情報を共有し、協力体制を築きながら、保護者や子どもに満足してもらえるよう保育の質の向上に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>保育所独自で「苦情対応マニュアル」を作成している。保護者には苦情受付・解決の窓口が副所長、責任者が所長であることや、保育所内で解決できない問題については、富山市より委託された第三者委員会に諮る等の体制を明確にしたものを玄関に掲示し、意見箱と意見用紙を設置している。保護者からの苦情や要望に対して、保護者の思いを受け止め、速やかに全職員に周知し情報共有を図りながら、具体的な対応策を保護者に伝えている。苦情や意見・要望に関する主訴、検討内容、改善策、保護者への対応等は記録として残っている。また、保育参観後のアンケートは『富山市立保育所共通保護者向けアプリ』を活用し、匿名で入力できるように設定し、意見を申し出やすいよう配慮している。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>保護者が必要に応じて利用できるよう、玄関の目につくところに意見箱と「個別相談申し込み票」を設置し、希望日、相談相手、相談内容、相談場所が自由に選び記入できるようにしている。落ち着いて相談できる雰囲気相談室を活用している。相談記録の様式は保育所独自で作成したものを使っている。保育所だよりにいつでも相談に応じることを明記したり、日々の送迎時に声をかけたりしながら、相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者に周知を図っている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>日頃から保護者とのコミュニケーションを図り、親しみやすく話しやすい雰囲気を作るようにしている。匿名でのアンケートも実施し、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。保護者からの相談や意見に対して、職員間で話し合い、速やかに改善策等を伝えたり、内容によっては進捗状況を伝えたりしている。意見や相談が、子どもへの関わり方等、保育の改善につながった事例も記載されている。「苦情対応マニュアル」は、職員の意見を反映させながら必要に応じて見直しを進めている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の『富山市危機管理対応要領』に基づき、保育所独自の「危機管理編マニュアル」を作成し、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり、各保育室で保管しながら全職員に周知し危機予防対策を行っている。様々な事故発生に対応するため「行方不明・迷子対応フローチャート」等、保育を行う上で想定される当保育所独自のものも作成している。ヒヤリハット事例をもとに、危険箇所や状況の把握に努め、要因を分析し対応策を考え、再発防止に努めている。玄関に掲示してある「散歩マップ」には、交通状況や環境状況等、散歩に行った時の状況をリアルタイムに付箋で明記し、情報を共有しながら安全確保につなげている。職員はリスクマネジメント研修や危機管理対応研修に参加し、内容については職場会議で周知している。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>「感染症対応マニュアル」を作成し、各保育室でいつでも確認できるよう設置してある。所長の責任の下、副所長、看護師が中心となって、日々の手洗い、うがいの徹底、換気、遊具や施設内の消毒等を行い感染予防に努めている。エビペン（アナフィラキシーショックの対応のための自己注射キット）の使い方の実践練習、嘔吐処理のシミュレーション等は看護師主導で行い、定期的に確認する機会を設けている。体調不良児は病児保育室で看護師が付き添い、感染拡大防止に努めている。サーベイランス（感染症に関する情報収集</p>		

の仕組み) を活用し、感染症の発生状況や動向、保育所内の感染症発生状況について、常時保護者が確認できるようにし、家庭での健康管理を呼びかけている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>富山市の『保育所危機管理対応要領』に災害時における対応が記載されており、保育所で役割分担を決めて行っている。保育所独自の「安全計画」を作成し、様々な災害を想定して訓練を行っている。保育所独自で作成した「災害時マニュアル」には、避難時の役割（子どもの人数確認、けが人の有無の確認の報告等について）や手順、「園児引き渡し訓練について」の手順も明記されている。災害訓練の記録は「災害時対応訓練実施記録」に反省・評価とともに明記されている。年2回行われる自衛消防訓練では、消防署員の指導の下、災害時の避難場所になっている近隣施設に避難経路の確認をしながら行っている。また、不審者訓練では交番の協力を得て行う等、地域の関係機関等と連携をとりながら訓練を実施している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>『富山市保育のガイドライン』に標準的な実施方法が記載されている。保育所独自に「標準保育編マニュアル」を作成し、各保育室に配置し何時でも確認でき、職員に周知されている。見直しは随時行っている。「全体的な計画」に基づき、年齢別・異年齢・個別の指導計画を『保育所保育指針』に沿って立案しているが、その時々の子どもの様子により、ねらいや活動内容、環境構成など考慮して作成する等、画一的ではない。標準的な実施方法で指導計画が実施されているかは所長や副所長が確認している。今後も、生活や保育の様々な場面で必要な手順・マニュアル等を職員間で話し合い、さらに充実した内容にしていくことを期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>月1回の3歳以上児会議や3歳未満児会議、月2回の職場会議で、計画的に指導計画の検討や見直しを行っている。各月の評価結果により次月への保育に生かせるような計画になっている。職員で話し合っただ意見や、年度末に実施した保護者アンケートの声を「全体的な計画」や保育内容に反映させる体制を整えている。標準的な実施方法（各年齢のデイリープログラムや生活場面の手順や配慮事項等）については、子どもの姿を見ながら半年ごとに見直しをし「行事記録及び実施記録」に実施方法に関する検討記録が明記されて</p>		

<p>いる。今後も、標準的な実施方法全般について、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に行っていく事を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<p><コメント> 「全体的な計画」に基づき、年齢別、異年齢、個別の指導計画を作成している。指導計画は、担当保育士が職場会議で調理員や看護師、用務員の意見を聞いたり、個人懇談会や連絡帳等から保護者のニーズを把握したりしながら作成している。『児童票（在籍する子ども一人ひとりの家族情報や緊急連絡先、健康状況、成長過程、保育過程などを記録する書類）』の発達記録や個別支援計画には、適切な保育が実施できるよう、保護者の意向や、必要に応じて関係機関からの情報が記載されている。実施した保育についての振り返りや評価、状況の把握や分析は、3歳未満児会議や3歳以上児会議、職場会議を通して行い、所長や副所長が確認する体制が確立されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 全ての年間計画は年度末に、各年齢の月間指導計画は月末に、災害訓練等の行事は実施後、個別支援計画は3カ月に1回、保育経過記録は年度末に、子ども一人ひとりの『発達記録（発達のめやすチェック表）』は6カ月～3歳までは項目の達成月齢を随時記載し、3歳～4歳までは6カ月に1回、4歳以上は1年に1回チェックしながら評価・見直しを行い、記録するとともに次の計画に生かしている。評価・見直しは、3歳未満児会議や3歳以上児会議、職場会議等で全職員参加の下、行われている。日頃から保護者の意向や地域のニーズを把握するよう努め「全体的な計画」や「個別支援計画」に反映させている。指導計画に変更があった場合は、変更箇所が分かるよう朱書き（年齢別計画）や青書き（異年齢計画）で追記や訂正をしている。今後も、保育の質の向上に向けてPDCAサイクルを継続して実施していくことを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c
<p><コメント> 子ども一人ひとりの保育の実施状況について『児童票』の『発達記録（発達のめやすチェック表）』に適切に記載している。書き方については、今年度11月から『児童票』の様式変更に伴い、富山市こども保育課作成の『作成のポイント』を参考にし、職場会議で学びながら記録している。所長、副所長が確認し、必要に応じて個別に指導している。子どもに関する保育に必要な情報は、会議録や朝夕のミーティングノートを全職員に回覧し、会議に出席できなかった職員にも情報共有を図っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c

<コメント>

個人情報が記載された書類や子どもに関する記録に関しては、事務所内の鍵付き棚に保管され、保存期間等の規定に従って管理されている。個人名が記載された書類は外部の人の目に触れないよう取り扱っている。棚からの持ち出しは、所長、副所長の承諾を得て「持ち出し表」に記載している。個人記録の記載は、事務所内で行い、事務所外へ持ち出すことの無いように徹底している。保育所独自でマニュアルと、回覧手順を記載した「個人情報を含む情報の回覧について」を作成する等、業務上知り得た個人情報に関しては、漏洩しないよう指導を徹底している。保護者にも、個人情報の取り扱いについて説明し「承諾書」を提出してもらい同意を得ている。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>毎年『保育所保育指針』を基盤に前年度の反省を行い、養護と教育のねらい及び内容等を子どもの姿や保護者の意向、地域の特性から考慮し職員で話し合って作成している。職場会議やリーダー会、担当年齢ごとの話し合いで作成し、年度途中で見直しが必要である場合は修正している。月案においては、各ねらいに基づいた反省考察を記すことに重点を置き、必ず翌月の子どもの姿やねらいにつながっていくことを期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>建物が明るく開放的である。日々、温度・湿度計で確認しながらエアコンを使ったり換気したりすることで、子どもが過ごしやすい環境を作っている。月2回安全点検を行い、室内外共に設備・用具に危険がないよう努め、毎日の掃除や消毒により衛生面に配慮している。発達段階や子どもの興味関心に合わせて遊具や玩具を設定したり、子どもの様子から動線を考慮して柵や遊具の位置を移動したり、その都度職員で話し合い環境を整えている。一人ひとりの子どもがゆったりとした気持ちで過ごせるよう、少人数用の狭い空間を用意したり、廊下には、新幹線の走行を眺められるような環境づくりがされている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの発達過程や家庭環境、保護者の思いを把握し、職員間で共通理解を図りながら、子どもが安心して表現できるよう保育にあたっている。子どもが自分の思いを自由に表現できるように、ゆったりとした雰囲気の中で話を聞いたり、子どもが上手く伝えられない場合は言葉を代弁したりして関わっている。子どもの言葉や欲求を受け止め、一対一で関わることを大切にし、情緒の安定を図っている。全職員が『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用し、自分の日頃の保育を振り返りながら、子どもの気持ちに寄り添い安心して過ごせるような関わりを心がけている。『人権擁護のためのセルフチェックリスト』の結果については職場会議でグループに分かれ、話し合いの場を設けている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>個人差が大きくみられる中で、一人ひとりの発達段階に応じた温かい関わりを心がけ、手順をイラストで示したり、保育士が手を添えながら伝えたりしている。自らしようとする気持ちを大切にし、難しい場合はさりげなく援助し、できた時にはその時の気持ちや達成</p>		

<p>感を共に喜んで自信をもって取組めるように関わっている。排泄や食事等に関することは家庭と連携をとり、様子を伝えながらその子に応じた支援を行っている。また、一人ひとりの生活リズムを把握し、午睡時間が終了しても休息を必要とする子どもは引続き休めるよう、家庭と話し合いながら環境を整えている。手洗いやうがいの意義について、視聴覚教材等を用いてわかりやすく伝えている。箸の持ち方や食事のマナーについて、その都度わかりやすく示しながら知らせている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの自発的な遊びを認め広げられるように、子どもの動線に合わせた環境を設定したり、興味をもって遊べるよう工夫したりしている。遊戯室や戸外で運動遊びをし、学んだことを遊びの中で繰り返し楽しめるようにしている。また、サッカーやリレー、鬼ごっこ等では遊びの中で順番を守ることや相手の気持ちになって考えたり、時には譲ることの大切さを知らせたりし、ルールを子どもたちで決められるように見守っている。日頃の生活や集まりの中で様々な挨拶をしながら、その時々に応じた挨拶が身につくよう働きかけている。舞台芸術パークでは、様々な草花や木の実、虫等に触れることができる環境のため、積極的に戸外に出ている。また、保育所でも魚、かたつむり、昆虫等を飼育し、生き物との触れ合いが身近である。消防署や警察署が近距離にあり、車両を見に行ったり訓練の様子を見て応援したり、地域で働く人への興味や関心を持つ機会となっている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>広々とした環境の中、遊びと食事、睡眠等の空間が分けられており、ゆったりと過ごすことができる。一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの気持ちを第一にスキンシップや温かい言葉かけ等、情緒の安定を図り保育士に愛着が持てるようにしている。一人ひとりの成長に応じた視覚や触覚を楽しめる手作り玩具を取り入れている。また、遊びの中で指先や感覚等の成長を促すような遊具を設置したり、マット等で環境構成をしてハイハイやつかまり立ち、全身を動かせるようにしたりしている。保護者とは連絡帳や送迎時の会話で子どもの様子を伝え合い、一人ひとりの育ちに合わせた保育を行い、成長を共に見守っていけるような信頼関係づくりに努めている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>自分でしようとする気持ちを大切にし、できない部分をさりげなく手伝ったり、部分的にできる場合は急がせることなく傍らで見守ったりしている。個々に応じた適切な支援をすることで「できた」という達成感や自信に繋がられるようにしている。指先を使った遊び、見立て遊び、絵本、感触遊び等、子どもの興味に応じた遊びを取り入れている。細やかな言葉かけと保育士間の連携で子どもの安全を見守っている。友だちへの興味が高まる</p>		

<p>一方で上手く関われない時は、保育士が仲立ちとなり思いを言葉にしたり相手へとつなげたりするようにしている。連絡帳や送迎時のやり取り、個別懇談会を通して、保護者の不安や心配の解消に努めたり、子どもの頑張る姿を共有して成長を共に喜んだりしている。</p>			
A⑧	A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・ ⑧ ・c
<p><コメント></p> <p>縦割り保育の中で異年齢の友だちと関わり、思いやりの心や憧れの気持ちを育てている。定期的に3歳以上児会議を開き、子どもたちの様子を伝え合ったり、それに伴う保育の方法を話し合ったりし、環境構成や保育内容をより良くしようと努力している。子ども達が自信をもって主体的に取り組めるよう、頑張っている姿を褒めたり不安そうにしている子には寄り添ったりしている。年齢別保育では行事に向けての活動等、友だちと一緒にする経験や共同体験では達成感を味わえるような環境作りや関わり方に配慮している。制作物は保護者に見てもらえる場所に飾ったり、クラスだよりや写真掲示等を通して子どもの様子を伝えたりしている。子ども達の活動の様子を文書や写真で掲載した「呉羽保育所だより」を年3回発行し、地域や学校にも配布している。</p>			
A⑨	A-1-(2)-⑧	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・ ⑨ ・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画に基づき、職場会議で一人ひとりの特性や関わり方を話し合い、危険な箇所に対策を施したり行動を見守ったりして安全に過ごせるようにしている。また、誰もが同様の支援をすることで、障害のある子どもが快適に過ごせるよう配慮している。視覚教材を用い、一緒に取り組みながらできた事を褒め、少しずつ自分でできるよう支援し、個々に応じた伝え方や取組方を促している。育ちや姿、家庭との懇談会の内容等をその都度記録し、長期的な関わりを大切にしている。関係機関の巡回指導を利用し支援のアドバイスを受けたり援助方法や保護者への伝達方法等を話し合ったりして保育に生かせるようにしている。研修等で学んだ事は他の職員にも伝え、職員全体の学びや関わり方につなげている。保護者の悩みや不安を受け止めながら、それに応じた専門機関について情報提供を行ったり連携したりしている。</p>			
A⑩	A-1-(2)-⑨	<p>それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの生活リズムを把握し、静と動のバランスを考えた環境づくりをしており、子どもの様子に合わせて静的な遊びを取り入れたり、スキンシップを図ったりしている。どの時間帯も水分補給ができるようにしている。延長保育時にはおやつを提供があるが補食としての内容にし、夕食の妨げにならないよう配慮している。伝達事項は伝達ノートや朝夕のミーティング等を通じて、子どものケガや疾病等の情報をしっかりと確認し、引継ぎを行っている。連絡帳や伝達を通して、保護者との連携を心がけ信頼関係の構築に努めている。</p>			

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>年長児は、小学校体験に参加したり、小学校の食器を使って給食を食べる体験をしたりしている。小学校までの散歩コースを取り入れたり小学校生活の楽しみを伝えたりして、就学に期待をもてるようにしている。入学後の生活リズムの習慣化に向けて『早寝早起き朝ごはん』の取組を促している。支援学級への進路や見学を希望する保護者には、小学校と連携を図りながら、思いに寄り添って就学への見通しがもてるようにしている。小学校による保育所訪問で実際に様子を見てもらったり、小学校での話し合いで一人ひとりの子どもについて様子を伝えたりする機会を設けている。入学後に小学校行事や授業参観に職員が出向き、子どもの様子を見る機会がある。現在の担任だけでなく、それまで関わってきた保育士からの情報や記録を振り返りながら『保育所児童保育要録』の作成にあたっている。小学校入学までに育てほしい姿や能力のめやすが示された『幼児期の終わりまでに育てたい10の姿』を参照しながら一人ひとりの育ちが小学校へと続くように配慮している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント></p> <p>朝の視診や一日数回の検温を行い、常に子どもの顔色の変化や表情等に注意している。看護師が中心となり、体調不良やケガがあった際は、保護者に連絡を入れたり病児室を利用したりし、事後の様子も丁寧に聞き取っている。病児室は、玄関横の隔離された場所であり、保護者が迎えに来やすい場所にある。空調設備は最新のものが設置されているほか、嘔吐処理のセットが常備されている。長期欠席の子や体調が心配される子には、保護者に連絡を取り確認している。ケガや疾病については、事故が起きた状況も含めて職員で周知しミーティングノートを回覧したり危険箇所をヒヤリハットマップで掲示したりして、職員全体で把握できるようにしている。毎年予防接種歴・罹患歴調査票を保護者に確認し必要があれば加筆・訂正してもらっている。保育所内で発生している感染症やその人数について玄関付近に掲示し、保護者に周知できるようにしている。また、県内の感染症状況等について分かりやすく知らせている。0・1歳児はSIDS（乳幼児突然死症候群）チェック表を活用し登所時の体調を把握し、午睡時の呼吸確認やうつぶせ寝の危険防止にも努めている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>健康診断、歯科健診は市作成の『保健計画』や月間・週間指導計画等に盛り込んであり、視覚教材等を使って体のしくみや歯磨きの大切さを知らせている。健康診断は当日欠席した児童も後日受診できるよう配慮し記録を徹底している。健診結果は記録し保護者に伝え、必要がある場合は受診を勧め、健康状態の把握や生活習慣の見直しにつなげている。</p>		

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>朝のミーティング時に必ずその日の献立と代替食を確認し、全職員で把握している。アレルギーチェック表には、その日の献立とアレルゲン物質、代替食が記載されており、提供前には調理員・所長・担任でトリプルチェックをしている。提供時にはアレルギー児のトレーに顔写真入りの名札を立て、食器は他児と色別して誤食がないよう徹底している。食事の際は片づけが終わり安全な状況になるまで子どもから目を離さないようにしている。台布巾も専用の物を使っている。0歳児のミルクを作る際には調乳室にてマニュアルに従って専用のエプロンを着用して行っている。アレルギー疾患のある子には医師記入の生活管理指導表に従い対応し、生活管理指導表は年に一度、再提出してもらっている。アレルギーを持つ子どもの保護者には代替食の内容について毎月確認し献立表を渡している。研修等で得た知識や保護者からの伝達、生活管理指導表の情報を職員間で共有し、子どもが安全に食事できるよう配慮している。エピペンの使い方については、2ヶ月に一度練習している。アレルギーのない子どもにも、アレルギー疾患のある子が何を食べてはいけないのか、食べてしまったらどんな危険があるのかを伝え、子ども同士も意識できるようにしている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>『食育計画』を基に調理員と連携しながら取り組んでいる。年長児は野菜の苗植えから栽培、収穫を行い食材に関する知識や興味を持てるようにしている。温かな雰囲気の中で食事ができるよう言葉をかけたり、年長児の当番がその日のメニューと食事のマナーについて放送したりして、食事の楽しさを広げている。年齢に応じた盛り付けや配膳を行い、個別に量を加減できるようにしている。食育の日（毎月19日）には特別な献立があり、調理員は各保育室を回り、献立について分かりやすく説明している。食材調べや食育の日に関する内容も掲示してある。離乳食、幼児食、おやつ、アレルギー児代替食のサンプルを毎日展示し、作りやすい献立のレシピは自由に持ち帰れるように設置している。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>発達に応じて食材の切り方、調理の方法を考慮しながら給食を提供し、事故が起こらないように配慮している。それぞれの子どもの食べる量を把握し、一人ひとりに合わせた関わり方をしている。食事の様子や残菜の量から献立の反省点や改善点を見つけ出し、調理業務に反映している。季節感のある献立や郷土料理、行事食が取り入れられていることで、特別感を味わっている。調理員が各保育室を回って食事の様子を見たり「よく噛んで食べましょう」「美味しいかな」等と声をかけたり、噛みやすい大きさであるか確認したりしている。調理室では配膳の際は専用のエプロンを着用し、手指洗浄して衛生管理を徹底し</p>		

ている。衛生検査（フードスタンプ）を実施している。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに「重要事項説明書」を配付し書面で保育の意図や内容について伝えている。保育参観の機会を持ったり日々の保育の出来事を写真で掲示したりして、保育内容や保育士の思いや願いが伝わるようにしている。個別懇談会では、家庭や保育所での様子を伝え合ったり、保護者の意向を聞いたりしている。連絡帳や送迎時の会話で成長を共に喜び共有したり、記録を残す必要のあるものは児童票や伝達ノートに記載したりしている。職員間で情報共有することで、担任が変わっても引き継がれている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>登降所時に担任や所長・副所長が対応し、日々のコミュニケーションを大切にしながら、信頼関係を築いている。保育所には相談室があり、保護者からの要望に応じて日時を決め、面談の機会を設け相談に乗ったりアドバイスしたりしている。内容によっては所長・副所長も同席している。個別懇談や相談では内容を『児童票』の個人記録に記載し、個人情報に配慮しながら関係職員で周知して、担任が変わっても持続的に支援できるようにしている。保護者からの疑問や相談は、必要に応じて所長・副所長に相談したり、関係機関と連携したりして助言を受け丁寧に対応している。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>着衣や頭髪、肌等の清潔状態やケガについて、おむつ交換時や着替え、身体計測の際にさりげなく確認し、表情や反応からもサインを見逃さないようにしている。気になる様子がある場合は保護者から家庭での様子や悩みについて聞き、育児の不安が軽減できるように努めている。親子共に温かく迎え入れながら保育所が安心できる場であるよう努めている。富山市作成『富山市児童虐待防止マニュアル』の虐待が疑われる子どもの観察ポイントについて、定期的に会議で周知している。保育所独自のマニュアルを作成し保育所の対応や関係機関との連携体制を整えている。『虐待防止マニュアル』を会議の中でも活用し、職員研修を実施し周知している。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>職場会議、3歳以上児・3歳未満児のミーティングで話し合う機会や月間・週間指導計画の検討会を行っている。保育士は、個々の保育を振り返り、改善すべきことを明らかにし保育に臨んでいる。所長は業績評価票を用いて、目標に向かって業務を行っているか達成度を確認すると共に、各保育士とのコミュニケーションを図りながら保育の専門性の向上へと方向づけている。第三者評価基準や『富山市立保育所等保育のガイドライン』『人権擁護のためのセルフチェックリスト』等を用いて自分の保育を振り返り職員間で共有することで、保育の質と互いの意識を向上させ保育実践の改善に努めている。今後、月間指導案については、各月のねらいの評価、反省、課題等を明確にし、次月の子どもの姿やねらいに反映されるよう、職員間での話し合いを密にし、継続的に取組むことに期待したい。</p>		